

## 株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づき開示事項)

2021 年 3 月 1 日

Z ホールディングス株式会社

LINE 株式会社

2021年3月1日

株式交換に係る事後開示書類  
(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条  
に基づく開示事項)

東京都千代田区紀尾井町1番3号  
Zホールディングス株式会社  
代表取締役社長 川邊 健太郎

東京都新宿区四丁目1番6号  
LINE株式会社  
代表取締役 出澤 剛

Zホールディングス株式会社(以下「甲」といいます。)及びLINE株式会社(旧商号:LINE分割準備会社、以下「乙」といいます。)は、2020年1月31日付で株式交換契約書を締結し、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社、効力発生日を2021年3月1日とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号)

2021年3月1日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第190条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求(会社法第785条)

乙は、会社法第785条第3項の規定に基づき、2021年2月8日付で、乙の株主に対し、株式交換をする旨並びに甲の商号及び住所に係る通知を行いました。が、所定の期間内に、同条第1項に従って、乙に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求(会社法第787条)

該当事項はありません。

iii 債権者の異議(会社法第789条)

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、甲に対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

甲は、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、2021 年 2 月 9 日付で、甲の株主に対し、株式交換をする旨並びに乙の商号及び住所に係る公告を行ったところ、甲の株主 1 名から、合計 4,500 株の甲の株式について、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求を行う旨の書面の送付を受けております。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

240,960,343 株

5. 上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

i 株主総会の承認

甲は、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2020 年 3 月 17 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

乙は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 2 月 24 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

ii 株式交換対価の交付

甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における乙の株主に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に 11.75 を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付いたしました。なお、甲が乙の株主に対して割当交付した甲の普通株式の合計は 2,831,284,030 株です。

iii 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替

甲は、本株式交換と同時に、本株式交換により増加した資本準備金の額の増加分全額を減少し、その他資本剰余金に振り替えました。この資本準備金の額の減少後の甲の資本準備金の額は、本株式交換の直前時における資本準備金の額と同額です。

以 上